

## 平安末期における在地領主制の一形態

——とくに経済構造について——

石 本 成 暉

### はじめに

十世紀に入り個人身的支配に基礎を置く律令制収  
取体系は大きな転換をせまられ、ここにいわゆる王朝  
国家体制が成立する。農奴制が芽生え、封建化の過程  
が始まるのもこの時代であった。その封建化を指導し、  
やがて鎌倉幕府の創設を成し遂げる階級が在地領主<sup>1)</sup>  
武士である。本稿では東国、とくに下総千葉氏を例に  
とって在地領主制の成立・展開の様態を経済史的見地  
に立って考察する。

従来の中世史研究において領主制の問題は封建制成  
立史の課題としてあつかわれ、多くの個別事例を積み  
あげてきたが、それらの研究で規準とされている領主  
制ウクラードは、西欧封建制を素材として抽出した

「典型的」な封建的ウクラードであった。それをその  
まま日本中世史の中で求めてきたことにより、日本中  
世社会をどの様に捉えるかという問題にも大きな影を  
落しているといえよう。このことはまた、個々の領主  
制の成立・展開についての研究が前述の「典型的」な  
封建的ウクラードによって規制されていたのではない  
かという疑問を残している。したがって、どの様な領  
主制が、あるいはどの段階で成立した領主制が最も本  
来的な領主制であるかを以上のことをふまえた上で考  
察することは、今もって我が国の中世社会構造の特質  
を捉えるための有効な、かつ基礎的な作業の一つとな  
り得ると考える。

本稿で対象とするのは主に、いわゆる豪族的領主の  
典型とされている千葉氏である。もちろん、千葉氏の

領主制の成立がそのまま封建的土地所有一般の成立を意味するとは考えない。しかし私は、我が国で最も早く、しかも確固たる在地領主制を成立させたのは東國の豪族の領主層であつたという仮説のもとに、彼等が成立させた領主制に我が国の領主制の本来的な姿を求めんとするものである。この仮説の拠所とするのは以下の三点である。

一、加地子徴収・在家役賦課・領内諸産業に対する支配など中世在地領主としての基本的要件を早期に備えていた。

二、その支配方式には惣領制的支配方法が採用され、しかも領主制成立のもう一方の側面である武士団形成においても早期に確固たる編成を遂げていた。

三、鎌倉政権創設の過程で彼等の果した役割りの大きさと積極性を重視する。

この様な前提のもとに東國の豪族の領主の領主制の成立・展開および存在形態、そしてその経済構造を明確にすること、それによって仮説そのものを深化させ

ることが本稿のさしあたっての目的である。

一

十一世紀の初めに勃発した平忠常の乱は私営田領主の持つ内部矛盾により自滅すること幕を閉じたが、關東では乱後の荒廢の中から在地領主が広汎に生まれでくる。そしてこの乱後の復興は王朝国家体制における国政改革と時期的に一致している<sup>(1)</sup>。将門の乱の場合と異つて彼の一族は追討されることなく、乱後の復興にもその再生産能力を發揮し、地方豪族<sup>(2)</sup>私営田領主として地歩を固め、やがて領主制的支配を確立し、再び源平の内乱に一大勢力をもって参加してくるのである。この過程を明らかにするには史料的な制約が大きく、容易に解明しえないが可能な限り具体的にしてみよう。

平良文の開發所領であつた下総國相馬郡布施郷は大治五年(一一三〇)に子孫の経繁により「加地子并下司職」を留保して伊勢内宮(皇太神宮)に寄進され相馬御厨とされた<sup>(3)</sup>。それまでの経緯を経繁の男常胤の

寄進状より見れば、良文―経明―忠経―経政―経長―経兼と相伝された所領は、経兼から一旦弟の常晴に相承され、この時「国役不輸之地」となり、常晴は天治元年（一一二四）経兼の男常重を養子としてその所領を譲与したのである<sup>(8)</sup>。ここに見える「国役不輸之地」というのは、前述の経繁の寄進のさいの副進文書目録中の「一枚 国司庁宣布瀬墨埼為別符時免除雑公事案」とあるのと一致するものであり、寄進にさきだつて別符の地として雑公事免であつたことが判る。また加地子徴収権を持つていたことにより、私営田領主の段階より在地領主への発展を遂げていたことが明らかとなる。忠常の乱後百年にしてこの成長を遂げたこととなる。いずれにせよ所領寄進の前提として以上の如く別符の成立・加地子徴収権の獲得があつたことに注目する必要がある。そこに領主的支配の第一歩があつたのであり、まずここでは別符・加地子徴収権の内容と、それをどの様な政治情勢の中で掌握していったかを考察してみよう。

国家的土地所有に強く規制される公田を中心とした

「名」体制を基本的収取単位として、十世紀初頭に成立した王朝国家体制は、畿内・中間地帯ではあいつぐ国司苛政上訴、辺境では平忠常の乱などの広汎な抵抗にあい、もはや「名」体制を維持することが不可能となつた<sup>(9)</sup>。こうして王朝国家は十一世紀の四十年代ごろには、その支配体制の改編を余儀なくされた。その改編の骨子は公田官物率法の成立と郡郷制の再編であつた。公田官物率法は中央政府が格によって制定した基本額反別三斗を中心として、国毎で定められた付加物を加えた官物の率法であり、この他に雑遙の系譜を引く雑公事があつた<sup>(6)</sup>。また、それとは別に十一世紀初期から国内の荘園・公領の別なく賦課される一国平均役があつた<sup>(6)</sup>。郡郷制の再編とは、地方豪族・私営田領主・郡司・土豪・有力農民の経営を国衙に直結する単位所領として認可し、公田官物率法を適用し、収取を確保しようとしたものであり、それは必然的に律令制的な郡郷制を解体し、中世的な郡郷制を成立させる契機となつた<sup>(9)</sup>。「別符之地」とは普通は「別符之名」すなわち「別名」のことであり、前代の「名」体

制における徴税単位たる「名」とは異なり<sup>(8)</sup>、新たな単位所領の一つであり、「別名」が郡郷制の再編に果した役割は大きいものであった。「別名」とは本来公田を含まず、未開の一定地域を開発すべく経営されたものであるが、この時代には荒廃公田の再開発という名目で成立されるようになっていた。すなわち、かつて国衙が自ら築造し、勸農の沙汰をおこなった公田

が時代とともに荒廃して旧来の形態では維持できなくなったとき、国益にかなうという名目で、農業経営と管理に習熟した在地の有力者（郡司等）に国衙の勸農の沙汰権を割譲して荒廃田を開発させ、同時に官物納入を請負せたところに成立するようになった<sup>(9)</sup>。それは、開発領主が現地に分置した屋敷・垣内に一族や従者の農民を配して開発を進め、周辺の開発田を領主の本宅に包括された敷地として所有するという觀念に基づいたものであった<sup>(10)</sup>。勸農権とは封建的土地所有の最も完成された形態に近い概念を有する下地進止権の根源的形態であり<sup>(11)</sup>、これを掌握することは疑いもなく在地領主化の傾向を示すものであった。また雑公事

免除とされたことは、それが雑造の系譜を引くという性格から、別名内の人の支配を公認されたことを意味し、ここに千葉氏が私営田領主として保持してきた領域と人の支配が法的に公認されたわけである。

しかし、私営田領主から在地領主への成長・発展の過程では、まずいくつかの政治的条件を満たしてゆることが不可欠であった。経繁の寄進を認可し、御厨の成立を許可した大治五年下総国司庁宣案<sup>(12)</sup>をみると、「庁宣 相馬郡司」と宛所が郡司になっており、「相馬郡経重相伝之私地也」とある。これは、経重が相伝したのは相馬郡全体であり、御厨として公認された布施郷はそこに含まれるものであり、かつ御厨下司職として認可されたのは経重個人としてではなく、相馬郡司職の保持者としてであったことを物語っている。また保延二年（一一三六）に公田官物未進の廉で相馬・立花郷の新券を押取られ御厨を収公されたとき、常胤は未進の官物を国庫に弁済することによって、改めて「那務知行」の国判を授けられ、同時に没収されていた相馬御厨だけは裁免されたのである<sup>(13)</sup>。すなわちこ

のことは「別名」をたて、さらにそれを寄進して御厨を成立させ下司職を獲得するには、郡司としての地位が大きく作用していることを意味する。一連の寄進状等に表わされる「私領（私地）」の内容は、この郡司として国衙権力の末端機構に連らなり、国衙から承認・付与された公権<sup>14)</sup>所職、徴税行為の代償としての加地子徴収権、一定地域の雑役免、一定の給田などであった。その地位<sup>15)</sup>職は中田薫氏<sup>16)</sup>以来の通説のとおり排他的な私的所有を示すものではないが、それを獲得する（補任される）ことは、在地において保持していた権利を公的に承認されたことを意味するものであった。さらにそれを相伝し、譲与し得ることは権利が強化されてくる過程であり、別名を成立させ郷司職を獲得することもこの流れの中に位置ずけて理解されるべきであろう。ここにいう郡司とは、従来国造などの系譜を持つ伝統的な郡司層が持っていた徴税・土地問題などに代表される諸権限を彼等を国衙官人的性格にまで形骸化させることにより剝奪し、さらに彼等伝統的な郡司層を国衙機構から放逐したところで、国衙領全域に

わたる均一的な支配を実現させるための政治組織として編成された国衙在庁機構の一端をになう新郡司層であり、王朝国家体制の成立とともに現われたものであった<sup>17)</sup>。東国においては、十世紀初頭すでに簇生していた私営田領主、特に桓武平氏等がこの地位を獲得するのに有利な条件をそなえていた。

忠常の乱後も私営田領主として在地においてぬきがたい力を持っていた忠常の子孫は、おそらく経政一経長一常兼と三代のうちに郡司として王朝国家の国衙機構内部に編成されることによって、所職を獲得し<sup>18)</sup>、相伝してきたのであり、それを楨杆として別名を成立させ、さらに領主権の強化を図り、寄進によって御厨を成立させるまでになったのであった。以上の活動を整理してみると左記の如くなる。

- (1) 相馬郡司としての所職を獲得し郡内の徴税責任者となった。私営田領主として保持していた力を国衙側によって利用された面を見逃してはならない。徴税行為の代償としての加地子徴収権の獲得。
- (2) その公権を利用し布施・墨埒両郷の開発を承認さ

れ、別名という単位所領を成立させ、郡司職と併せて郷司職を手中にした。この別名が私営田を中核とすることはもちろんである。

同時に雑公事免除とされた。これは別名内の人の支配を公認されたことを意味し、勸農権の割譲とともに在地領主制の成立を裏づけるものである。郷内の各地に置かれた農業経営のための家宅とその周辺の土地は本宅に包括された敷地として所有され、この觀念は公田上の所領にも影響を及ぼし、支配を強化・拡大してゆく手段とされた。

(3) 大治五年の副進文書目録をみると<sup>84</sup>、別名となつた布施・墨崎両郷はすでに御厨として前大藏卿なる人物が領知していた。別名を寄進して、おそらく半輪の荘園<sup>85</sup>となつていたと思われる。前大藏卿は領家に相応する位置にあつたのではないだろうか。寄進先はやはり伊勢内宮と考えるのが自然であろう。

(4) 大治五年、布施・墨崎両郷はさらに拡大され<sup>86</sup>、改めて布施郷として伊勢内宮に寄進され相馬御厨

が成立し、千葉氏は「加地子并下司職」を留保したのであった。

以上の如く千葉氏は私領布施郷において、郷司職を御厨下司職に置き換えることによって得分の増加と領主権の強化を企図したのであった。しかし一般的には、実質的な領主権を在地領主が留保するといっても、被寄進者である権門は単なる上分を受領するのではなく、国衙が収取していた官物の大半を継承するのであり、被寄進者に対して在地領主の得分はかなり低いものと理解されている<sup>87</sup>。しかし、両者の得分の割合を比較するだけでは意味がない。寄進前と比較して実質的にどのくらいの得分の増加があつたのかを検討する必要がある。千葉氏の場合その増加率は大きなものであり、権門に比しても得分が少ないとはいえないのである。それは、郡司職だけを保持していた時、郡司職と合わせて別符郷司職を保持していた時、さらに寄進後の経済構造を具体的に分析することによって明らかとなろう。それぞれの時代の経済構造を左記の表に整理してみた。

相馬郡司	別符布施郷司	相馬御厨下司
<p>◎郡内全体に対する徴税の代償としての加地子収取<sup>①</sup></p> <p>田 反別五升 畠 反別二〜三升</p> <p>◎郡内の一大部分の雑公事免 (在家役として収取)</p> <p>◎屋敷・垣内等私宅としての土地(公田を含まない) ◎郡司給田</p>	<p>⇓◎(布施郷を除く国衙領)</p> <p>◎郷内全体に対する徴税の代償としての加地子収取</p> <p>田 反別五升〜一斗 畠 反別二〜三升</p> <p>◎郷内全体に対する雑公事免 (在家役として収取)</p> <p>⇓◎郷内諸産業に対する支配<sup>②</sup> ⇓◎郷内の一部の保村における加地子収取(領主名に相当)<sup>③</sup></p> <p>(新補地頭十一町につき一町)<sup>④</sup></p>	<p>⇓◎(御厨を除く国衙領)</p> <p>⇓◎年貢・下司得分</p> <p>田 反別一斗五升 畠 反別一斗 (保司村司の得分を含む)<sup>⑤</sup></p> <p>⇓◎(御厨を除く国衙領)</p> <p>⇓◎(下司給田)</p>
<p>公田官物<sup>⑥</sup></p> <p>田 反別三斗 畠 反別一斗五升</p> <p>雑公事</p>	<p>⇓◎ ⇓◎(布施郷を除く国衙領)</p>	<p>⇓◎(御厨を除く国衙領)</p> <p>⇓◎(御厨を除く国衙領)</p>

本所領家得分の
田反別 一斗五升
畠反別 五升
土産品として各種産物
(在家役収取の一部)

(表註)

- ① 河音能平『中世封建制立史論』第一部第三章 一三〇〜一三二頁
- ② 諸産業に対する支配は領内居民に対する人的支配として実現され、在家役の対象として把握された。戸田芳実「国衙領の名と在家について」(『中世社会の基本構造』)
- 五味文彦「在家・分業の構造」(『史学雑誌』七九一五)
- ③ 大治五年の経繁の寄進の際の副進文書の中に「一枚布瀬郷内保村田畠在家海船等注文」(櫛木文書三号)がある。田畠在家等と共に「保」・「村」が千葉氏の経済的基盤として重要であったことが判る。千葉氏は保司・村司を支配し、給田・免在家を割り当てていたと考えられる。この点については本文第三節を参照されたい。また、保司・村司の得分については河音氏前掲書が詳しく分析されている。
- ④ 河音能平 前掲書
- ⑤ 櫛木文書(『市川市史 第五卷 史料古代中世編』)

一・四・五号

- ⑥ 河音能平 前掲書
- 坂本賞三「公田官物率法の成立」(『律令国家と貴族社会』)
- 畠地子については、泉谷康夫「奈良・平安時代の畠制度」(『史林』四五―五)
- ⑦ ⑤に同じ

この表にみるように千葉氏の領主制は、(一)加地子徴収、(二)在家役賦課、(三)給田および私宅としての土地の三つを柱とした経済構造に支えられていたのである。そして広大な地域を所領とすることは、そこに将来経済的に大きな価値を生む開発可能な山林荒野を含むことを意味する。また、東国に多くみられる馬の生産も在地領主経済に大きな位置を占めたであろう。いずれにしても新たな所職を獲得するに従って前記の三本



の柱がそれぞれ充実にすることは明らかである。しかも千葉氏の得分は権門に比して決して低いものではないことも判明した。したがって在地領主の所領寄進の意義を再検討する必要がある。いま一つ注目すべきことは寄進に際してその領域が拡大されているという事実である。私はそこに寄進行為のもう一つの目的があったと考える。いまこの点について史料のなうらづけがあるわけではないが以下のような仮説がたえられるであろう。国内が新たな中世的な単位所領によってほぼ分割されつくし、荒廃公田の再開発という名目では新たな所領を獲得できなくなった時、有力在地領主は近隣の中小在地領主の所領などを併呑した形で寄進することによって所領の拡大を企図したのではないかというものである。もちろんすべての寄進行為がこのような目的を持っていたとするものではないが、千葉氏の場合はこの仮説にあてはまると考える。

以上のように所領寄進によって郷司職を荘園体制内の所職に置き換えた千葉氏にとっても、この地で一円排他的な支配を実現させる道はいまだ迂遠であり、こ

れ以降も国衙（目代）との闘争はげしさを増し、さらに荘園領主とも確執を展開することになる。

## 二

大治五年六月経繁によって寄進された相馬郡布施郷は、同年十二月国司庁宣により相馬御厨として認可された<sup>90</sup>。その後保延元年（一一三五）下司職は常胤に譲与された。ところが翌保延二年七月十五日国司藤原親通在任の時、経繁は公田官物未進の罪によってその身を召籠められ、さらに目代紀季経によって相馬・立花両郷の新券を作らされ、署判を責め取られた。こうして相馬御厨下司職は千葉氏の手から奪われんとしたのである。これに対して常胤は未進分の官物を勤負し、さらに上品八丈絹三十疋以下の莫大な物品を国庫に進済して、久安二年（一一四六）四月には再び相馬郡司に補任され、相馬御厨下司職についてはその地位を確保することができた<sup>91</sup>。この事件に関して通説では当時の在地領主が受領―目代勢力との抗争においてはきわめて劣勢であり、領主権の限界を示すものと評価さ

れている。しかし、前述したように私営田領主の段階から郡司としての地位に所職を獲得し、それを譲与（相伝）し、あわせて別名の郷司職を手中にし、さらに寄進によってそれを荘園体制内の所職に置き換えてくる過程はまさしく領主権強化の一定の前進を示すものであり、在地領主の脆弱性をのみ強調することは一面的にすぎるのではないだろうか。たしかにこの事は目代と在地領主の対立のほげしき、在地領主の政治的な限界を示すものではある。だが、この時国庫に進濟した物品の額を見ると千葉氏の経済力が当時の在地領主としてはけたはずれの大きさであることが判る。この経済力を考慮せずに目代との優劣を論ずることは、当時の豪族の領主の実体を把握する上でかえって障害となろう。しかもこの場合は国衙領内の公田官物の未進という義務の不履行があったために、加地子徴収権に代表される権利に所職を剝脱されたのであり、国司に目代はこの機に乗じて郡司職・郷司職を前提とする御厨下司職を個人財産として横領しようとしてたのである、御厨そのものを停廃させるにたる法的根拠はな

かった。たしかに御厨下司職が郡・郷司職を前提とするものであるという観念は国司側の優勢を物語るものであるが、一旦未進の官物を納入し、郡司職再補任の為の莫大な物品を進濟すれば、もはや合法的に下司職を奪うことは不可能であった。忠常が国衙の法外な収奪に対して、叛乱によってそれを忌避しようとしたのと比較して、常胤は未進官物の納入によって平和的に解決したのであり、この事は彼が政治的感覚においても、忠常よりも大きく成長していたことを示している。武士団の編成という面においても忠常の時と比較して大きな成長を遂げていた千葉氏にとって、武力によって受領に目代勢力を排除することは可能であったろう。しかし私営田領主の段階でも、在地領主化した段階でも単独で武装蜂起することは、自らの経済基盤の破壊を招くことに変りないのであり、忠常の子孫である千葉氏がそれを認識できないはずがない。一方受領側も千葉氏をそこまで追いこむことが利益にならないことを認識していたであろう。たとえそれが院政期の荘園整理政策にのつたものであっても忠常の乱

後と同様の荒廃をくり返すことは財政的に大きな損失を招くだけである。忠常の乱後彼の子息・郎党を追討しなかつた理由の一つにはこのような事情があつたと考えられる。また乱後の復興には彼等の持つ再生産能力が必要であり、当時の政治情勢ではそれに依存せざるを得なかつたのであつた。千葉氏が私営田領主の時代より培つてきた経済力と武士団としての実力が、表面には現われないが、一定の働きをしていたことを考慮に入れることなしに、受領―目代勢力との優劣を論ずることが一面的に偏することは以上のことより明らかである。かような末期社会においては広汎な武力抗争に発展する危機を所々に胎みながら、わずかに均衡を保っているという状態にあるのが常である。当時においてその均衡を保っていたのは、在地領主が概して高度にみがかれた政治感覚を持たず、彼等がいまだ同一階級であるという自覚もなく、よつて権力として組織されることになかつたためと思われる。

さて、相馬御厨が受領―目代によつて奪われんとしていた康治二年（一一四三）、一方では源義朝が常晴

の男常澄の浮言によつて、常重の手より相馬郡に関する庄状を責め取り、天養二年（一一四五）三月同じく伊勢内宮に寄進している<sup>89</sup>。通説では、これ以後御厨下司職をめぐり常胤・義朝が競合關係にあつたとされている<sup>90</sup>。しかし両者がこれ以降相論を行なつたという史料は一つもなく、久安二年（一一四六）八月十日の常胤の再寄進以前には義朝は御厨から手をひいていたと考えられる。この間の事情を物語る文書が何通か残されているので、それらを比較しながら考察してみよう。

① 久安二年八月十日 平常胤寄進状写

前略―源義朝就干件常時常澄之浮言、自常重之手、康治二年雖責取庄状之文、恐神威、永可為太神宮御厨之由、天養二年令進避文之上、常胤以上品八文絹參拾疋―中略―依進濟於國庫、以常胤為相馬<sup>91</sup>郡司、可令如知行郡務之旨、去四月之比國判早畢、

―後略―

② 永曆二年二月二十七日 平常胤解写

前略―前下野守源朝臣義朝存日、就干件常晴男常

澄之浮言、自常重之手、康治二年雖責取庄状之文、恐神威永可為太神宮御厨之由、天養二年重又令進別寄文之上、国司以常胤可令知行郡務之旨、久安二年四月与判又畢者、同年八月重堺定四至、令附属仮名荒木田正富之間、一後略一

③ 永曆二年四月一日 平常胤申状写

前略一前下野守源義朝存生之時、就干上総介常晴男常澄之浮言、自常重之手、雖被責取庄状之文候、自神宮御勘發候之日、永可為太神宮御厨之由、被令進避文候畢者、其時国司以常胤可令知行郡務之由、所被与判候也、然而猶義朝謀叛之故、自国衙被没収候畢、雖然非彼朝臣所知之由、証文顯然候之上、一後略一

注 文書は全て樺木文書『市川市史第五巻』

三通の文書はいずれも千葉常胤が差出者となっているが、内容に少しづつ相違がみられる。まず②・③・④の部分に注目してみよう。「避文」も「寄文」も共に権利の譲渡に関する文書にはちがいがなく、通説では

これらが同一事項を指すものと考えられている。しかし、後に続く部分⑤・⑥・⑦との文意の連繫という点からみると「寄文」では一貫性が乏しい。すなわち義朝の寄進行為と常胤の郡務知行の認可という二つの事柄が因果関係にあるという解釈になり、不自然きわまりない。そのことは天養二年の義朝の寄進状と思われている文書の内容からみて明らかである。ここで義朝は下司職を子孫に留保するという条件で寄進しているのであり、常胤の郡務知行、すなわち下司職確認という事柄とは相反する内容である。逆に常胤の郡務知行の確認という事実から考えると、義朝が相馬御厨下司職に関する「避文」を常胤に与えた結果と見るのが自然である。しかも相馬御厨が義朝の所知ではない旨を記した文書が存在したことは③の部分より明らかであり、この文書が義朝の「避文」であると考えたい。とすれば、康治二年に常重より庄状を責め取った義朝は、天養二年「寄文」を差出し御厨下司職を望んだが、間もなく「避文」を進め下司職を常胤に返付したと解釈できよう。また天養元年に同じ伊勢神宮領である相

模国大庭御厨においても、武力をもって押妨を企てた義朝は、翌二年三月太神宮祭主によって太政官に訴えられ、宣旨を以って押妨を停止されている。③の④はこの事件と何らかの関係があったと考えられよう。また義朝の寄進が認可され下司職に補任されたことを裏付ける史料は残されていない。さらに義朝が関東で活動していた期間がわずか数年にすぎなかったことは安田元久氏によって明らかにされたところであり、後述するごとくの在地支配の様態を考えれば常胤らを排斥しての支配は至難の業といふべきである。後の源義宗の寄進状<sup>80</sup>によれば「停止常澄常胤等之妨」とあり、常澄も相馬御厨において何らかの権利（おそらく保司職・村司職など）を有していたことが判明する。「常澄之浮言」によって義朝が行動したことから推論すると、父常晴から相馬郡の私領の全てを譲与されなかった常澄は一級下の領主権保持者として常重・常胤の郡司職・郷司職・下司職を望んで争いとなり、両者の調停者として義朝が登場したと考えられる。その調停が成功し、両者に対して棟梁としての地位を確立した義

朝は、本来の目的を遂げて引きさがったと考えるのが自然であろう。常胤の久安二年の寄進状にある御厨の四至は義朝のそれを含めて、以前のものより拡大され相馬郡の大半を占めるまでになった<sup>81</sup>。これを見ても常胤にとって義朝の登場が彼の権利を何ら否定すべきものではなかったことが判る。前掲三通の文書において多少文言に違いがあるのは、義朝の中央における政治的地位の変動等によるところがその因になっていたであろう。義朝と常胤が相馬御厨をめぐって対立関係にあったとする説は以上のことより否定されるべきである。私は、義朝という棟梁を中心に在地領主が集まる場が存在したことに意義を認めるものである。もちろん源氏の棟梁と坂東平氏の結びつきは、頼信一忠常以来、前九年・後三年の役を通して深められてはいたが<sup>82</sup>、これらの結びつきは「天下第一武勇之士」といわれるような「兵」としての名声と権威の下における人格的な結合であった。しかし、常胤・常澄等の義朝への結びつきは、在地領主が自己の利害を代表させる権威としてであり、そこに大きな飛躍がみられる

のである。そしてこの結集は保元・平治の乱、治承・寿永の内乱で成長し、鎌倉幕府創設として結実してゆくのである。

常胤は常澄の子広常とともに保元の合戦に義朝の「宗との兵」「年来の郎従」として参加しており<sup>80)</sup>、しばらくは在地における支配も安定していたのであった。しかし義朝の「郎従」となった常胤は、平治の乱で義朝が敗北した後、またも大きな危機に直面せねばならなかった。前掲<sup>8)</sup>の文書にみられるごとく、相馬御厨は謀叛人義朝の所領として国衙に収公されてしまったのである。その年月は明らかではないがおそらく永暦元年(一一六〇)十二月以前であろう<sup>81)</sup>。そしてこの機に乗じて、永暦二年一月源義宗なる人物が、久安二年四月常胤の未進官物の納入により破棄されたはずの相馬御厨に関する新券を、下総前司藤原親通の二男親盛から「匝瑳北条之由緒」により譲与されたと号し、謀叛人義朝の年来の郎従である常胤・常澄は「凡不可在王土者也」という論理をもって、内宮領であった御厨を、改めて内外二宮領として寄進状を提出し、

御厨預職を望んだのであった<sup>82)</sup>。一方常胤も同じく永暦二年二月二十七日、御厨相伝の経緯を述べ、義宗と同様に内外二宮へと寄進の更改を申請し、それを認可されている<sup>83)</sup>。また国衙の収公に対しても、国守に奉免されんことを歎願し、在庁によって現地を実検させ、その後裁定が遅延しているとみると、右大臣に働きかけ神宮の祭主に沙汰を計らうよう命じさせるまでにこぎつけた<sup>84)</sup>。この時常胤は下総権介となっており、かなりの政治力を発揮したようである<sup>85)</sup>。ところが五年後の永万二年六月三日、義宗はさらに神宮上分料・口入料とも増加して再び寄進を申請した<sup>86)</sup>。その時、口入料として外宮称宣渡会彦章に納める四丈白布百四十反には「顕盛神主避文、為令沙汰取」としての分が含まれていたのであった。顕盛神主とは大治五年経繁の寄進の際の口入神主であった内宮権称宜荒木田延明の子であり、口入職(預所職)を父から譲与されていたものである<sup>87)</sup>。荒木田明盛は同年六月避文を作成し、口入職を渡会彦章に譲渡し<sup>88)</sup>、さらに翌仁安二年六月和与状を作成し、調度文書公驗等を彦章に渡し<sup>89)</sup>。

こうして義宗の工作は効を奏して、御厨の支配権を全面的に認められたのであった。ここに千葉氏は相馬御厨下司職を完全に失ったのであった。この源義宗なる人物は西岡虎之助氏の研究によって、常陸国奥七郡に君臨する、源義光流佐竹昌義の子三郎義宗であることが明らかにされた<sup>(4)</sup>。また尾羽沢淑子氏は義宗と鳥羽院政との関係、および院を媒介とした藤原親通―紀季経の関係を考証された<sup>(5)</sup>。また常陸佐竹氏は平氏政権とも深いかわりを持っていた<sup>(6)</sup>。

義朝との関係で一時は安定していた常胤の支配権は以上の如く、源義宗の登場によって完全に否定されたのであった。院政および平氏政権を背景とした義宗は、無効であるはずの親通の親券により自己の権利を主張し、常胤・常澄が謀叛人義朝の郎従であることを口実に、贈賄にも等しい方法で御厨預職を獲得したのであった<sup>(4)</sup>。

常胤と佐竹義宗の相馬御厨をめぐる抗争は、不法である義宗が大きな政治的背景を持つがゆえに勝利を納めたのであった。このことは武士階級でありながら政

権を握った平氏政権（伊勢平氏）が在地領主Ⅱ武士にとって、撰関政治・院政の延長上にある一つの権門としてしか作用しなかったこと、すなわち在地領主の地位Ⅱ所職を法的に保障するものではなく、また在地領主相互間の紛争に対して、独自の法的権力を持って調停あるいは裁決し得るものではないことを如実に示している。長い年月を費して在地領主が築いてきた所領に対する権利としての所職は、いまだ権力体制によって保障されておらず、在地領主層が求めていたものは、第一にこの権力体制であった。

### 三

治承四年（一一八〇）下総国府で頼朝に参会した千葉常胤は三百騎にのぼる軍勢を従えていた<sup>(7)</sup>。この常胤の率いた武士団はいかなる階層を基盤に形成されたのであろうか。この節ではそれを中世的郡郷制の成立とその結果あらわれた中世的所領の内部を構成する郷・村との関係を中心として考察する。あわせて豪族的領主の存在形態・支配の様態をより具体的にしよう

と思う。

中世的郡郷制の研究において先駆的なものとしては、松岡久人氏の研究がある<sup>40)</sup>。氏は那内徴税単位の分担によって、郷が国衙に直結するようになり国衙に対して郡と対等な存在になることを論証された。また、大山喬平氏は別名の成立を通じて行なわれる郡分割―新郷の成立は、国衙より勸農権等を分譲された在地土豪等による開発の進行、すなわち在地領主制の形成に基づくものであることを明らかにされた<sup>41)</sup>。さらに、別名が国衙に直結する所領として公認されたことが契機となり、公田地域の郡郷も中世的な所領に転化してくることが明らかにされた<sup>42)</sup>。鎌倉幕府の基盤になった東国在地領主の解明という観点から、小山靖憲氏は上野国新田氏<sup>43)</sup>、高田実氏は常陸国大塚氏の領主制成立・展開の過程を中世的郡郷制との関連の中で具体的に究明された<sup>44)</sup>。その後、この様にして成立した中世的郡郷および荘園とその内部を構成する郷・村とはいかなる関係を有するかが注目され北爪真佐夫・福田豊彦氏がこの問題ととり組んでいる<sup>45)</sup>。さらにこれら中世

的郡郷が開発領主権および徴税請負の単位所領として把握され、農民に対して郡司・郷司・別符司などの公権をもつてのぞむという性格から職との関連が問題とされるようになり<sup>46)</sup>、各所領の定公田を通じて支配体制の一端として機能したことから、公田体制という概念の中で問題とされている。

これらの業績をふまえた上で、千葉氏の場合を考察してみようと思うのである。上総・下総においては治承・寿永の内乱以前に武士団統合が進んでいたことは、保元物語によって周知の通りである。千葉氏の場合その様態を知る手がかりとなる史料は存在しないのであるが、同族である上総氏の場合を例にとって考察してみよう。

④ 下総国印東荘郷司・村司交名

印東御庄郷司・村司交名

合

篠塚調道清

崎藤原行宗

文屋頼里



崎苺田重益

〔平重用〕

中沢苺田弘益

柄藤原則里

朽田平

代苺田貞綱

〔中臣忠兼〕

父

石橋苺田成家

小上藤原弘里

新橋朝原清里

大手谷中臣忠澄

〔平重吉〕

〔成方〕

⑤ 平常澄

前権介平常澄解 申請印東御庄 本家御裁事

請被殊任解状理、御裁許柒箇条事子細状

—中略—

右、謹検案内、於件御馬者、非件沙汰人等過、

何□者、預所定隆令申留之由云々、依之沙汰人

等迄干今令遅引敷、全非遁避之思、然者於干今

者、任御下□状、加權可令引進已、申付公文忠

兼畢、早可致沙汰□、

一可被御裁定加徵事

右、謹検案内、件加徵年来之間、常澄於地主致

沙汰、不被御収公、併庄公之時、皆地主得分也

而依菅勾当定隆—

—後欠

註 文書は二通とも醍醐寺本醍醐雜事記七裏文書『市川市史第五卷』

この史料はすでに北爪真佐夫、相田裕昭氏によって分析されたものであるが<sup>64</sup>、上総氏の所領支配の様態および武士団編成を知る上で好個の史料であり、同族である千葉氏の場合も大差ないものと考えうるので、ここで再び検討してみよう。⑤にみえる平常澄とは相馬御厨で常胤と相論を起した人物であり、上総介広常の父である<sup>65</sup>。常澄は印東荘において、⑤にみられる

ごとく下司として公文・沙汰人等を従えて荘務を勤めていた。公文・沙汰人とは④にある郷司・村司にあたるものであり、⑤の公文忠兼と④の中臣忠兼は同一人物であると思われる。「常澄とこれら郷司・村司との関係は、十世紀以降の政治過程の中で形成された結合を土台として、在地領主の階級的結集をはかり、それを保障するための権力機構を形成させる前史を予想させるものであり、常澄のような在地領主が地主職（下司職）をおびていながら、現実これを保障しているものは、かかる結合を基礎にしたヒエラルヒーであり、さらにかかる結合が一定の軍事力編成を可能にしたことを重視するものである」と述べられた北爪氏の見解はまさに卓見ともいふべきものであり、私もほぼ全面的にこの意見に同意するものである。相田氏の分析によれば、④において苅田姓を持つ四名については、郡司判官代をつとめた一族で古くからの在地土豪であり、中臣姓を持つ二名は香取神宮の神官組織を形成するものであろうとされた。藤原氏を氏長者とする香取神宮の勢力が近隣地帯に伸びていたことは、当然予想され

るものであり、中臣忠兼は公文として常澄に次ぐ存在であった。さらに分析をすすめてみよう。藤原・文屋等の姓を持つものは国司の一族が土着して在地土豪化したものであろう。相田氏は平姓を持つものは常澄の一族ではないと考えられているが、『神代本千葉系図』には常澄の子として印東二郎常茂をのせており、やはり一族あるいはごく近い同族と考える方が自然であらう。印東荘にはここにみられるごとく、多くの郷司・村司が存在したが、彼等が立荘以前からの中小開発領主であることは疑いない。彼等は十世紀以降良文流の諸氏が持っていた散在する私営田内で成長し、立荘以前より常澄の下に結集されていたのである。辺境では彼等のような中小開発領主は直接に権門に結びついたり、あるいは彼等の所領が単独で国衙の徴税単位となり得るような政治的条件は存在しなかった。常澄が寄進・立荘した後、彼等の経営単位は郷司・村司として置き換えられたのである。よって彼等が郷司職・村司職を持つといってもその地位は所職が荘園内における職の体系によって保障されていたと考えることは

一面的である。印東荘において彼等を実質的に支配していたのは、預所ではなく下司である常澄であった。

この事は⑤によって明らかであり、彼等の地位を保障していたのは常澄との結合、すなわちヒエラルヒーであった。よって両者の結合はいわば相互完補的な要素を持っていたといえよう。立荘以前においては国衙から、立荘後には預所等を通じて支配強化を志向する荘園領主よりの圧力を避けるために、この結合は彼等中小在地領主にとってその地位と権利を保障する盾であった。これら中小在地領主が郷・保・村を「所領」として領有する権利は、本来公田たることにその根拠をもつ私領主の権利、すなわち国衙から認められた「公験」によって保障された相続・処分・加地子取得の権利に由来するとされている<sup>68</sup>。この権利が開発あるいは荒廢公田の再開発を前提とすることはもちろんのことである。しかし東国では郡司等による地域的な事実上の支配が先行して郡司・郷司等によって開発がすすめられるのが一般的であった。すなわち国衙に直結する徴税単位としての郡・条・郷・保はすこぶる大まか

に分割されたのであり、それらの内部に中小在地領主の所領である郷・保・村が存在したのである。東国の中世的郡郷においては私営田領主の経営単位にその系譜を持つものの比率が高く、郡・郷司とこれら中小在地領主は私営田時代より保護・被保護を基礎とする人格的結合により結ばれていた。国衙はこの関係を利用することによって徴税の実をあげようとしたのであった。しかし、徴税責任者である郡・郷司のもとで郷司・村司となった中小在地領主は必然的に国衙との結びつきがうすれ、郡司・郷司と封建的な関係で結ばれる可能性が強くなってくる。特に十世紀以降の東国ではこの可能性が高められる政治・社会情況が十分にあった。そしてこれら郡・郷が寄進され荘園となった時、在地領主側得分の内容は前掲の表に示した如くなる。在地領主側より見れば寄進・立荘により両者の既存の關係は新たな權威によって保障されることになり、寄進主体の得分の増加はもとより、郷・村・保司の得分の保障および両者の結合までが保障される結果となる。第一節で述べたごとく、所領寄進<sup>69</sup>立荘の意義を

過小評価することは、この観点からも問題となることを指摘しておく。

『千葉実録』および『妙見実録千集記<sup>61</sup>』には治承・寿永の内乱の際、千田庄領家判官代親政を破った常胤の孫成胤の軍勢に神田次郎成利という武士が郎等として加わっていたことが記されているが、この神田成利が④にみられる荊田氏の一族あるいは同族とすれば、印東荘にみられる様な郷司・村司階層が武士として、千葉氏や上総氏の様な一段上級の豪族の領主の下に結集されていたことを証明するものである。ところで、常澄が相馬御厨においても何らかの権利を持っていたことは前述したところであるが、『神代本千葉系図』には常澄の子として相馬九郎常清をのせている。とすれば、常清は相馬御厨において印東荘の郷司・村司に相応する存在であり、下司常胤の支配下にあったと思われる。印東荘における常澄の支配の様態は以上の如くであるが、上総氏はこの他にも郡・荘規模の所領を上総のみならず下総にも所有していたと思われる、それら個々における支配形態は印東荘と同様であつたろう。

千葉氏も上総氏ほどではないが、本拠地千葉荘など下総各地に所領を持っており、それらにおける支配形態・存在形態は印東荘の例、あるいは相馬御厨における常清の例と同様であろう。

#### 四 まとめ

相馬郡司であつた千葉常重は郡内の山野・荒地を含んだ一定の地域―布施墨埜郷―の開発を通じ、別符を成立させ布施郷司となり、雑公事免除の特権を与えられ、さらにそれを伊勢神宮に寄進し相馬御厨を成立させ、郡司であると同時に御厨下司職をも兼ねたのであつた。この一定地域―布施郷―とは良文以来の開発所領であると主張されていることから、私営田を中核とするものであると思われるが、良文の時代より代々郡司職を帯びていたとは考えられない。私営田領主であつた良文の子孫は、開発・私出挙・調庸の代輸等を通して領内および周辺の農民に対して人格的な支配を實現してゆき、一方国衙は個别人身的な収奪方式を放棄し、土地に対する賦課方式を導入し公田体制へと移行

しつづいたのである。そして彼等私営田領主の経営を通して収奪を実現せざるを得なくなり、古来伝統的な国造などの系譜をもつ郡司層を駆逐し、私営田領主層を国衙在庁機構の一端をになう新たな郡司として任命するようになった。単に土着国司が郡司職を帯びることによって、山野荒地を占定し、開墾を通して在地領主制を確立したとするのでは不十分である。すでに私営田内部では領主と農民の保護被保護を基調とする人格的な結合は一定の軍事力編成をとげており、領内において農民以下の実質的な支配を実現しており、これを足がかりとして一定の変質をとげた郡司職を私営田領主が獲得したことを重視しなくてはなるまい。十二世紀以降では守・介・掾などの国司層としての地位よりも、後の郡地頭・惣地頭につながる郡司・郷司という在地に密着した所職の方が在地領主にとって現実的なものであった。このことは綱野善彦氏が分析した常陸国南郡惣地頭職をめぐる、常陸大掾氏・下河辺氏・八田氏の抗争の中に明確に現われている<sup>84</sup>。国司としての地位が一定の役割を果たしたことは否定しないが、

ここでは在地領主が私営田領主としての段階よりはぐくんできた実力がこれら郡司・郷司としての所職につながった点を重視すべきであると考える。特に注意すべきことは、これら一連の動きは王朝國家の政策と密接な関わりを持っていったことである。すなわち在地領主制の成立・展開は王朝國家そのものの政治的・経済的矛盾の中で理解されなければならないのである。また東國の豪族的領主は前掲の表に示した如く、加地子徴収・在家役賦課・領内諸産業に対する支配など中世在地領主としての基本的条件を早期にすべて満していたのである。

中世的郡郷の内部にあった郷・保・村は、開墾のための基地を核とする集落・在地中小土豪・有力農民層の経営単位である集落を中心にその周辺の荒野山林を含んだ一定地域を単位とするものである。これら郷・保・村をもつてただちに「村落」としえないのは当然である。しかし、十二世紀の段階ではすでに、そこに配置された一族・庶子や中小在地土豪は郷村内の農民支配を実現し、中小在地領主化しており、印東

荘でみられたような、常澄と郷・村司の関係が生れてくるのである。しかも東国の豪族の領主はこの関係を基礎として強力な武士団編成を完成していたのである。

おわりに

本稿のテーマは「我が国で最も早く、しかも確固たる在地領主制を成立させたのは東国の豪族の領主層であった」という仮説にもとずき、その領主制の成立の様相・存在形態および経済構造をより明確にすることであった。この課題を追究することが、ひいては我が国中世社会の特質を構造的に把握するための基礎的作業の一つと成りうると考えたからであった。

しかし、本稿では東国の豪族の領主が他に比較してどの程度早く領主制を成立させたのか、またなにゆえに本来的といえるのかという中心的な問題について充分な解答を提示することが出来なかった。さらに領主対農民という根本的な視角からの考察も今後の課題として残されている。そしてこの仮説をさらに深化・発展させるためには、東国の豪族の領主の前身である

私営田領主の性格および経営形態を再検討する必要があると考える。石母田正氏がその典型として分析された伊賀国藤原実遠は、在地領主制を成立させることなく没落していったが、東国の私営田領主は没落することなく豪族的領主へと発展し、さらに領主階級の結集による権力機構としての鎌倉幕府の創設へと歩を進めていったのである。彼等のこの大きなエネルギーの源をつきとめることにより、私営田領主・豪族的領主の性格および存在形態、さらに我が国の領主制の特質を把握できるであろう。また、本稿で果せなかった前述の課題に対する解答もそこに見いだすことが出来る

と考える。

- (註)
- (1) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』第二編第一章第一節  
一九八〜二〇一頁。
- (2) 櫛木文書(『市川市史 第五卷 史料古代中世編』)  
一号〜三号。
- (3) 櫛木文書 七号。
- (4) 坂本賞三『王朝国家体制と人民』(『日本史研究』一  
〇四号)。
- (5) 坂本賞三『公田官物率法の成立』(『律令国家と貴族  
社会』)。
- (6) 小山田義夫『造内裏役の成立』(『史潮』八四号)。
- (7) 坂本賞三『大田文からみた郡郷別名制について』(『  
滋賀大学教育学部紀要』一四号〜一七号)。
- (8) 稻垣泰彦『初期名田の構造』(『中世の社会と経済』)。  
戸田芳実『国衙領の名と在家について』(『中世社会の  
基本構造』)。
- (9) 大山喬平『国衙領における領主制の形成』(『史料』  
四三一―号)、同氏『院政期における保成立の二つの  
形態』(『史料』四六一―三号)。
- (10) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』第六章二二一  
二〜二四頁。
- (11) 戸田芳実 前掲書第二章三 六五頁  
上横手雅敬『在地領主制の形成と荘園体制』(『日本  
史研究』三二二号)
- 工藤敬一『領主制の形成について』(『日本史研究』  
四六号)
- 大山喬平 前掲論文。
- (12) 櫛木文書 五号。
- (13) 櫛木文書 七号 本文史料①参照。
- (14) 中田薫『法制史論集』第二卷  
高田実『平安末期「領主制」研究の一視点』(『歴史  
学研究』二三三号)。
- (15) 高田実『中世初期の国衙機構と郡司層』(『東京教育  
大学史学研究』六六号)。
- (16) 良文―(三代略)―常長―<sup>上総介</sup>常晴―<sup>上総介</sup>澄―<sup>上総介</sup>常  
―<sup>下総介</sup>常兼―<sup>下総介</sup>常重―<sup>下総介</sup>常胤
- 『尊卑分脈』(国史大系)『千葉大系図』『神代本千  
葉系図』『松羅館本千葉系図』(以上『房総叢書』第  
九卷)および櫛木文書より作成。なお人名は文書・系  
図により常||経、長||永、重||繁などの様に音読によ  
る違いがある。
- (17) 櫛木文書 三号。
- (18) 永原慶二『日本封建制成立過程の研究』第一部第二  
六一頁。
- (19) 西岡虎之助『坂東八ヶ国における武士領荘園の発達』  
(『荘園史の研究』下巻一)
- 安田元久『古代末期における関東武士団』(『日本封建

- 制成立の諸前提」)。
- (20) 永原慶二 前掲書 第一部第一 五六～六二頁。
- (21) 櫛木文書 五号。
- (22) 櫛木文書 七号
- 前略―常胤以上品八丈絹參拾疋・下品柒拾疋・縫衣拾貳領・砂金參拾貳両・藍摺布上品參拾段・中品伍拾段・上馬貳疋・鞍置駄參拾疋、依進濟於國庫―後略  
本文史料①参照。
- (23) 安田元久 前掲論文  
上横手雅敬『日本中世政治史研究』第一章第四節 一二三頁
- (24) 尾羽沢淑子「武士団成立史の一考察」(『史窓』九号)  
高田 実 (4)論文。
- (25) 安田元久 前掲論文  
常胤が頼朝軍への参加に踏み切った時、子の胤頼と孫の成胤に一隊をあずけ、平家の方人である下総目代を襲いその首を獲った。このことをみても千葉氏が目代勢力を排除しうる実力を充分に備えていたことが判る。  
『吾妻鏡』(国史大系) 治承四年九月十三日条。
- (26) 櫛木文書 六号。
- (27) 安田元久 前掲論文。
- (28) 櫛木文書 八号。
- (29) (19)に同じ。
- (30) 安田元久 前掲論文  
上横手雅敬 前掲書 第一章第四節 一二四～二三八頁。
- (31) 『保元物語』(日本古典文学大系第三十一卷)。
- (32) 櫛木文書 十一号・十二号 本文史料②・③参照。
- (33) 同 八号・十号。
- (34) (32)に同じ。
- (35) 同 十二号。
- (36) (35)に同じ。
- (37) 同 十四号・十六号。
- (38) 同 十七号。
- (39) (38)に同じ。
- (40) 同 十八号。
- (41) 西岡虎之助 前掲論文。
- (42) 尾羽沢淑子 前掲論文。
- (43) 『吾妻鏡』(国史大系) 治承四年九月二十九日条。
- (44) 櫛木文書 十九号。
- (45) 『吾妻鏡』治承四年九月十七日条。
- (46) 松岡久人「郷司の成立について」(『歴史学研究』二一五号)。
- (47) 大山喬平「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三一―一号)。
- (48) 坂本賞三 前掲書 第二編第三章 二七八～二九〇頁。
- (49) 小山靖憲「東国における領主制と村落」(『史潮』九四



- 号)。
- (60) 高田 実「東国における在地領主制の成立」(『日本歴史論究』)。
- (61) 北爪真佐夫「十二世紀の東国社会」(『歴史学研究』二七九号)。
- 福田豊彦「東国における村・郷について」(『歴史学研究』二八三号)。
- (62) 網野善彦「職の特質をめぐって」(『史学雑誌』七六一二号)。
- 永原慶二「荘園制における職の性格」(『日本中世社会構造の研究』)。
- (63) 入間田宣夫「公田と領主制」(『歴史』三八号)。
- (64) 北爪真佐夫 前掲論文。
- 相田裕昭「平安末期房総における豪族的領主の支配構造」(『史潮』一〇四号)。
- (65) 参照。
- (66) 村井康彦「田堵の存在形態」(『古代国家解体過程の研究』)。
- (67) 『房総叢書』第三卷。
- (68) 網野善彦「常陸国南郡惣地頭職の成立と展開」(『茨城県史研究』十一号)。
- (69) 石母田正『中世的世界の形成』。